

墨 田 区 告 示 第 4 3 3 号

別紙の者に係る国民健康保険料に係る書類は、その住所、居所が明らかでなく送達することができないため、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部国保年金課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和8年9月17日

墨田区長 山 本 亨

【担当】

墨田区 区民部 国保年金課

電話 03 - 5608 - 6121

項 番	管理番号	氏 名
1	1-3-8-1	長瀬 将暉
2	1-3-8-4	TAMANG RUD RA BAHADUR
3	1-3-8-7	原口 涼
4	1-3-8-8	廣瀬 修平
5	1-3-8-8	L I U Q I T A O